



多賀城市乳児等通園支援事業

こども[★]誰[★]でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、保護者のライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、新たに開始した制度です。保護者の就労状況に関係なく、時間単位で柔軟に保育施設等を利用できます。

こどもの育ちを応援する

・同年代の子ども同士で触れ合ったり、集団の中で過ごしたりすることで社会性が生まれ、こどもの健やかな成長を促します。



子育ての孤立をふせぐ

・専門的な知識をもつ保育者に、育児の悩みを相談することができます。
・月に一定時間でも、こどもと離れて自分の時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります。

対象児童

生後6か月から2歳までの未就園児

※保育所・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育施設等に在籍していないお子さんが対象です。

利用料金

こども1人1時間あたり **300円**(標準)

※施設によって異なる利用料金を定めている場合があります。

※利用料のほか、昼食代やおやつ代などの実費相当額をお支払いいただく場合があります。

※次の世帯に該当する場合は利用料金が軽減される可能性があります。詳しくはホームページをご確認ください。

生活保護世帯・市民税所得割合計額77,101円未満の世帯・市が特に支援が必要と認めた世帯

利用時間

子ども1人につき**月10時間**まで

※未利用時間があっても翌月に繰り越すことはできません。

実施施設

実施施設・制度の詳細等については市のウェブサイトをご確認ください。

多賀城市 子ども誰でも通園制度 🔍



注意事項

・利用途中で満3歳になった場合はご利用できなくなります。

・無断キャンセルや利用料金の未納があった場合、施設の判断により利用をお断りすることがあります。

・市外へ転出される場合、転出先の市町村での認定が必要になります。合わせて、多賀城市での認定取消手続きを行ってください。

利用までの流れ

STEP 01

認定申請

子ども政策課幼保支援係において、対象者の要件を満たしているか等の確認を行い、認定の可否を審査します。認定を受けずに施設との事前面談・利用予約はできません。

✓手順1 認定申請

右下の認定申請の方法をご確認の上、こども誰でも通園制度総合支援システムよりお申込みください。審査には2週間程度かかります。

✓手順2 認定審査後

認定された場合は「子ども誰でも通園制度総合支援システム」からメールが送付されますので、指示に従ってシステムにログインしてください。

✓手順3 お子さんの情報入力

ユーザーIDでこども誰でも通園制度総合支援システムにログインし、必要な情報を入力してください。



STEP 02

事前面談の予約・面談の実施

お子さんのアレルギーの有無や発育状況など、利用時の安全確保等に必要な情報を確認します。事前の親子面談を実施せずに利用予約をすることはできません。

✓手順1 事前面談の予約

総合支援システムから申請後、施設からシステムを通して面談日の連絡があります。施設の都合により希望に添えない場合がありますので、園と日程の調整をお願いします。

✓手順2 予約を行った施設で事前面談を実施

STEP 03

利用予約・施設利用

面談を実施した施設の空き状況を確認し、予約をして施設を利用します。

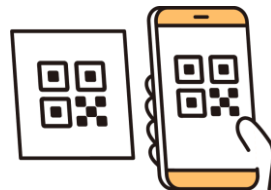
✓手順1 総合支援システムより利用希望の園を予約

✓手順2 こども誰でも通園制度の利用

利用時間を記録するため、登降園時に施設が提示する二次元バーコードをスマートフォンで読み込んでください。

✓手順3 利用料金の支払い

利用後、施設の定めた方法で利用料金をお支払いください。

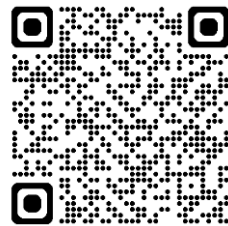


キャンセルの取扱い

キャンセルに係る利用料や利用時間については、本市及び各施設のキャンセルポリシーに基づき取り扱うこととしております。詳細はホームページをご確認ください。

認定申請の方法

認定申請は、こども誰でも通園制度総合支援システムからお申込みください。※右記二次元バーコードからお申込みができます。



こども誰でも
通園制度

お問合せ先

≪保育内容や料金に関する事≫ 利用希望の実施施設へ直接ご連絡ください。

≪制度や申請に関する事≫ 多賀城市子ども政策課幼保支援係 Tel 022-368-1605